注１　「調査事項」の各欄の台数又は数量は、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第２条第１項に定める特定無線設備又は同条第２項に定める特別特定無線設備の種別ごとの台数又は数量とする。ただし、一の特定無線設備又は特別特定無線設備の種別において、２以上の周波数を使用する特定無線設備又は特別特定無線設備については、それぞれの周波数ごとの台数又は数量とする。

注２　「調査方法」の各欄の報告を求める事項の整理は、調査の対象とする特定無線設備の種別その他の事情を考慮し、必要な範囲内で行うものとする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

○法務省令第二十八号

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成三十年法律第七十一号）の一部の施行に伴い、及び出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条の五の規定に基づき、特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年四月一日　　法務大臣　三好　雅子

特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の一部を改正する省令

特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成三十一年法務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
（特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準） **第二条**　法第二条の五第三項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。 ［一～十一　略］ 十二　特定技能雇用契約に基づく外国人の報酬を、当該外国人の指定する銀行その他の金融機関に対する当該外国人の預金口座若しくは貯金口座への振込み又は当該外国人に現実に支払われた額を確認することができる方法によって支払われることとしており、かつ、当該預金口座又は貯金口座への振込み以外の方法によって報酬の支払をした場合には、出入国在留管理庁長官に対しその支払の事実を裏付ける客観的な資料を提出し、出入国在留管理庁長官の確認を受けることとしていること。 十三　［略］	（特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準） **第二条**　法第二条の五第三項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。 ［一～十一　同上］ 十二　特定技能雇用契約に基づく外国人の報酬を、当該外国人の指定する銀行その他の金融機関に対する当該外国人の預金口座又は貯金口座への振込み又は当該外国人に現実に支払われた額を確認することができる方法によって支払われることとしており、かつ、当該預金口座又は貯金口座への振込み以外の方法によって報酬の支払をした場合には、出入国在留管理庁長官に対しその支払の事実を裏付ける客観的な資料を提出し、出入国在留管理庁長官の確認を受けることとしていること。 十三　［同上］
2　［略］	2　［同上］
附　則 （施行期日） 1　この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。 （経過措置） 2　当分の間、第二条第四号ロ⑽の規定の適用については、同号ロ⑽中「規定」とあるのは、「規定及び働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成三十年法律第七十一号）附則第八条第一項後段の規定により読み替えて適用する労働者派遣法第六十一条（第四号に係る部分に限る。）の規定」とする。	**附　則** この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。
備考　表中の［　］の記載及び二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。